

デジタル画像の撮影表示条件等について

1. 現状と課題

一般に、エックス線写真のデジタル撮影では、同一施設内においても、用いられる機器間で「画像の見え方」を揃える必要がある。

また、じん肺管理区分の判定では、様々な施設で撮影された写真を全国共通の基準で比較するための撮影表示条件の設定が必要となる。

2. 機器毎の必要要件（案）

※厚生労働科学研究の報告書を基に作成

(1) キャプチャー機器（CR または DR の撮影装置）並びに
ビューワー（画像を表示するソフトウェア）

- DICOM Part 14（注）に準拠した P-Value（グレースケール変換処理後の画素値）に対応した運用が行われていること。

(2) 医療用モニター（ディスプレイ）

※フィルムを用いずモニター診断を行う医療機関の場合

- パネル解像度：3メガピクセル（1536×2048ピクセル）以上
- 輝度：300 cd/m² 以上
- DICOM Part 14 に準拠したキャリブレーション（表示の補正）が行われていること。

(3) イメージャー（フィルム出力装置）

- DICOM Part 14 に準拠した P-Value の画像データを適切に出力すること。

注) DICOM Part 14 について (参考 <http://medical.nema.org/>)

DICOM (Digital Imaging and Communication in Medicine) は、米国電機工業会 (NEMA) が管理する医用画像の規格。そのうち Part 14 ではグレースケール（白黒階調）の規格が定められている。